

九条だより

第127号

北広島九条の会 2018.07.1 発行
事務局 梁川彰博 (ヤガワ アキヒロ)
TEL・FAX 375-9600
メール kitahiro-9jounokai@live.jp
ホームページ www.kitahiro9.org

7月の例会① 盧溝橋事件から81年 第33回7・7平和集会

7月7日(土) 午後1時半～4時 自治労会館3階

講演 『憲法と民主主義の危機を乗り越える』

講師 山口 二郎 法政大学教授 (資料代500円)

◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇

7月の例会② 3回連続講演会 「憲法の話(2回目)」

講演 『日本国憲法と国民投票法』

憲法応援団 齋藤 耕 弁護士

7月8日(日) 午後2時～4時 団地住民センター

資料代 200円 高校生以下は無料

この「憲法の話」講演は、3回連続で行っています。1回ずつの参加でもかまいません。どうぞお越しください。1回目のレジュメをご入用の方は、ご連絡ください。

* 1回目 齋藤 耕 6月10日(日) 「日本国憲法はこうしてできあがった」

* 3回目 9月8日(土) 「日本国憲法の三つの特徴」

◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇

安倍9条改憲NO! 市民アクションの全国統一署名

全国で1350万筆に、北広島市では5千筆を超える。

3000万めざしてさらに。

「安倍9条改憲NO! 3千万署名をすすめる全国市民アクション」は、署名が1350万筆に到達したと発表しました。同署名は6月7日に国会に提出しました。またこの署名は、秋の臨時国会を目指して取り組みをさらにすすめることになりました。

「市民アクション・北広島の会」は、3月31日の発足以来、精力的に街頭署名や地域訪問署名に取り組み、5千筆に達しました。4～6月の諸行動にのべ180名以上の市民の方が参加しました。

◎7月の地域訪問署名の行動日は、7月1日(日) 団地住民センターに午後1時半集合です。15日(日)は午後1時半、JR駅西口です。

◎7月の街頭署名の行動日は、7月9日(月)と19日(木)です。ともに午後4時から、JR北広島駅西口にて行います。

この日の午後3時半からは、北広島原水協の「ヒバクシャ国際署名」行動が行われます。

□□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□

『日本国憲法はこうしてできあがった』『憲法の話』連続講演

憲法は「押しつけか」に、明快に「そうではない」と言明。

普通選挙で選出された議員による審議があり、「憲法の自律性」は否定されていない。—作間豪昭弁護士が講演—

「私はバツイチです」との自己紹介から始まった作間豪昭弁護士のお話、会場は緊張の中にも和やかな雰囲気に包まれました。弁護士歴二十年という作間氏の歯切れのいいテンポに、久しぶりに熱気をおびた参加者との質疑が続き、充実した「憲法の時間」になりました。

日本国憲法は「押しつけか」という疑問に、作間弁護士は明快に「そうではない」といいます。たしかにマッカーサー草案はわずか1週間余りの作業で作られたものですが、その時の日本政府が描いていた「帝国憲法改正案」（1945年10月11日に発足した「憲法問題調査委員会」、いわゆる「松本委員会」案）があまりにひどく、「もっとも保守的な民間の草案より、さらにずっと遅れた」ものであったということが分かり、GHQが非常な危機感を持ったことがその発端でした。ポツダム宣言を受け入れた日本が、当時の明治憲法を「自由主義化する」（マッカーサーの示唆）ことが必須のことであり、それも内容的に「天皇主権」ではなく「国民主権」であるという認識に立つことでした。男女同権の24条という原案の作成に関わった中に、ベアテ・シロタさんという若い女性がいたことは良く知られています。

マッカーサー原案が日本政府に示されたのが1946年2月13日、「憲法改正草案要綱」という日本案が「内閣草案」として公表されたのが4月17日のことでした。この間4月10日には、女性参政権の下、普通選挙制による総選挙が実施されました。6月20日には、帝国議会の衆議院に「帝国憲法改正案」が提出されたのです。新しい議員の構成の中での審議が充分時間をとってすすめられた「日本国憲法」は11月3日に「公布」され、1947年5月3日に施行されました。またマッカーサー原案も、当時の在野での研究者による新しい憲法改正案があり、それらを参照したと言われていすし、何より「戦争放棄の憲法九条」は、当時の首相幣原喜重郎氏自らの発案であったといわれます。

最後に作間氏は、いま「集团的自衛権」のみならず「環境権」や「教育無償化」などが自民党の「改憲4項目」になったことに触れ、現憲法の下でも個人の権利の拡大解釈はできるが、権力が権利を拡大解釈することは逆に制限を受けると強調しました。そして「憲法改正」を言う人が何を目的にするか見極めることが大事だと結びました。

□□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□ □□□□

◎お知らせ 市民の戦争体験を伝

える「バトンタッチ」第8集が刊
行されました。玉稿をお寄せいた
だいた市民の方は13名、特別企画
として「旧陸軍通信所シンポジウ
ム」の記録が掲載されています。
頒価300円。ぜひご覧ください。

◎ホームページ「憲法と私」のコー
ナーへの投稿を呼びかけます。形式
は問いません。イニシャル掲載。

◎募金のお願い。会員制をとって
いません。活動は皆さんの浄財が頼り
です。是非ご協力をお願いします。
郵便振込み口座・北広島九条の会

「平和五七五」の句会から

酔味噌和え独活の白さよお猪口持つ草子	夏草や根は石ころを羽交い締め	あじさいや傘をくるくるカラオケへ久枝	良き婆となりたるやかの草取女	根開けてオンコの樹々に朝日かな	花びらを肩にひとひら妻帰る	少年の顔で含羞む夏帽子	亀鳴くや憲法九条一大事
容子	泉	和子	多加正	月子	彦七		

02790-9-65384